

吉川市プレミアム付商品券事業実施要領

(目 的)

第1条 吉川市商工会は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により消費が落ち込む現状の中、消費喚起を促し地域経済活性化を図ることを目的に、地域限定のプレミアム付商品券「吉川市プレミアム付商品券」(以下「商品券」という。)を吉川市から受託し発行する。

(対象地域)

第2条 本事業の対象地域は、原則として吉川市域内とする。

(発行および販売)

第3条 吉川市商工会が発行および販売を行うものとする。

(事 業)

第4条 本事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 商品券は、額面総額1億5千6百万円(1セット6,500円分、合計24,000セット)を発行する。
- (2) 商品券は1枚500円券とし、13枚綴り(6,500円分)を1セットとして30%のプレミアムをつけ、5,000円で販売する。
- (3) 商品券は1セット13枚綴りのうち、中小商店等専用券8枚、すべての登録店共通券5枚とする。
- (4) 商品券の取次ぎ販売所は、吉川市商工会および商工会が指定する場所において行う。
- (5) 商品券の購入限度額および使用限度額は1世帯につき5セット、額面32,500円までとする。
- (6) 商品券の販売期間は、令和2年7月27日(月)から令和2年12月31日(木)までとする。ただし、商品券の販売は期日前であっても完売次第終了とする。
- (7) 吉川市民等が商品券を使用できる期間は、令和2年7月27日(月)から令和2年12月31日(木)までとする。
- (8) 商品券は、次のような場合には使用できない。(厳守事項)
 - ① 医療保険や介護保険等の一部負担金(処方箋が必要な医薬品を含む)
 - ② 出資や責務の支払い(税金、振込手数料、電気、ガス、水道料金など)
 - ③ 金、プラチナ、銀、有価証券、商品券(ビール券、図書券、店舗が独自発行する商品券等)、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
 - ④ たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
 - ⑤ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類および仕入商品等の購入
 - ⑥ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預かりを除く)等の不動産に係る支払い
 - ⑦ 現金との換金、金融機関への預け入れ
 - ⑧ 風俗営業等の規制および義務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に係る支払い
 - ⑨ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
 - ⑩ その他、この商品券の発行にそぐわないもの、各参加店舗が指定するもの
- (9) 吉川市商工会及び吉川市は、吉川市民及び関係事業所等に対して、本事業の周知に努めなければならない。

(取扱事業所)

第5条 吉川市商工会は、商品券の取扱事業所を公募するものとする。

- 2 取扱事業所の募集期間は、原則として令和2年6月15日(月)から令和2年7月10日(金)までとする。
- 3 取扱事業所は、本事業実施要領を承認の上、登録申込書の提出を行うこととする。
- 4 取扱事業所としての本事業への登録申込は無料とする。
- 5 取扱事業所は、次に掲げるものとする。
 - ① 吉川市内で小売業・飲食業、サービス業等(その他の業種においても直接消費者に販売またはサービスを提供する事業所は対象)の事業を営む吉川市商工会会員である事業所。(風俗営業等、公序良俗に反する場合、吉川市暴力団排除活動推進条例第2条第1項第2号に規定する暴力団員等暴力団等と密接な関係を有すると認められる者が関与する場合を除く)
 - ② その他、吉川市商工会長が特に許可したもの。

- 6 吉川市商工会は、取扱事業所から登録申込書の提出があった場合、対象事業者であるかどうかを確認し、換金票、ポスターおよびステッカーなどの必要書類を交付するものとする。
- 7 取扱事業所は、吉川市民等へ周知するため、店頭付近に吉川市商工会が交付したポスターおよびステッカーを貼付するものとする。
- 8 取扱事業所は、吉川市民等から商品券の提示を受けた場合には、商品券の額面金額に応じ現金同様の取扱いを行う。ただし、商品券の受領に際してのつり銭は支払わないものとする。
- 9 取扱事業所は、商工会館において原則として商品券を換金する。

(換 金)

第6条 商品券の換金は、次のとおりとする。

- (1) 取扱事業所は、使用済みであることを明示するため、受領した商品券の裏面の引換店欄に取扱店名を記載（手書き又はゴム印）しなければならない。
- (2) 取扱事業所は、前項の処理を行った商品券を持参し、商品券代金換金票に必要事項を記入し、吉川市商工会に提出しなければならない。
- (3) 換金票を提出した後、商工会が発行する小切手にて換金を受け取る。
- (4) 換金期限は、令和3年1月29日(金)までとする。

(取扱事業所の責務)

第7条 取扱事業所は、次の責務を負うものとし、故意に違反した場合にはその損害を吉川市商工会に対して負うものとする。(厳守事項)

- (1) 受領した商品券は、第6条の規定に基づき商工会が振り出した小切手で原則として換金すること。
- (2) 商品券を単に現金化したり、自らの商品仕入等のために使用しないこと。
- (3) 取扱事業所の経営者は、自ら商品券を購入しないこと。
- (4) 商品券を再販又は再利用しないこと。
- (5) 商品券の保管ならびに管理には、細心の注意をもってあたること。
- (6) その他、本事業の目的に反するような行為はしないこと。

(事 故)

第8条 商品券を所有する者のもとで発生した事故については、所有する者がその責を負い、吉川市商工会はその責を負わないものとする。

(偽造券等)

第9条 取扱事業所は、通常の注意をもってすれば偽造されたことがわかる商品券を持ち込まれた場合、商品やサービスとの引き換えを拒否し、その旨を速やかに吉川市商工会に報告するものとする。
なお、こうした商品券を受領した場合においては、取扱事業所の責とする。

(換金済み商品券の保管)

第10条 換金済みの商品券は、所定の処理をした上で保管期間終了の日まで吉川市商工会で保管するものとする。

(経 費)

第11条 本事業を運営する経費は、吉川市からの受託金、吉川市商工会の負担金、その他の収入を充てる。

(会 計)

第12条 本事業の会計は、所定の書式により吉川市商工会において行う。

(そ の 他)

第13条 この実施要領に定めのない事項については、吉川市及び吉川市商工会において協議し決定する。

附 則

この実施要領は、令和2年6月11日から施行する。